

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 23

(差別の与える影響について)

2026年7月3日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

同 弁護士 太 田 こもも

第1 はじめに

本準備書面においては、エスニックマイノリティに対する差別につき精緻に分析を行った書籍である五十嵐彰「可視化される差別—統計分析が解明する移民・エスニックマイノリティに対する差別と排外主義」の第3章「差別が人々に与える影響」（以下「五十嵐論文」という。）（甲134）に基づき、本件運用や原告らに対する個別の職務質問の悪質性、および原告らの損害に関連した主張・立証を行う。

第2 差別の悪質性について

五十嵐論文においては、まず差別がなぜ悪質なのかを説明する三つの学説について解説が加えられている。すなわち、第一に、差別行為の背後にある行為者の排外的感情に着目する心的状態説、第二に、差別が周囲の第三者に向けて「その集団を軽んじてよい」という客観的な意味を發し、対象集団の道徳的価値を貶める点を問題とする客観的意味説・軽視説、第三に、差別が被差別者に現実の悪影響（害）を及ぼすがゆえに許されないとする危害説の三つである（同159～164頁）。前二者についてはそれぞれその網羅性等の問題が指摘されており、現在最も有力とされるのは3つ目の危害説であるとされる。危害説によれば、以下で整理される差別の諸影響は、単なる被害の分類にとどまらず、差別が持つ悪質さや違法性を基礎付けることとなる。

第3 差別の与える影響について

1 差別の与える社会的経済的影響

五十嵐論文においては、差別がどの程度移民や人種・エスニックマイノリティと国民との間の賃金格差を生むのかについて統計的に調査したさまざまな研究結果が分析されている（同165頁以下）。移民や人種・エスニックマイノリティは差別を経験することによって、新たな差別を受けることを戦略的に回避しよう

とし、それゆえ選択肢が狭まったり、あるいは過度に広範となったりすることで適切な職業に就けず、賃金格差が生じていることが明らかにされている（同170～172頁）。

また、五十嵐論文においては、差別を受ける経験が子どもの教育水準にどのような影響を与えるかについての研究結果も参照されている。「多くの研究から、日常的に差別されていると感じている移民や人種・エスニックマイノリティの子どもは、成績が低く、学校を中退しやすく、進学しにくいことがわかっている。」という（同173頁）。これは子ども本人が学校内で差別を受けた場合に留まらない。差別的な環境や大きく差別が取り上げられるような事件があった場合など、そのような環境自体が学齢期の子どもに対して悪影響をもたらされるという。

さらに、アメリカにおけるストップ・アンド・フリスクという日本の職務質問に近い警察の捜査行為については、これを実際に受けた子どもが心理的負担を受けて学校を休んだりして授業に集中できなくなるなどの影響があるだけでなく、ストップ・アンド・フリスクを集中的に実施するプログラムの対象地域に住んでいた生徒が、そうでない地域と比較して、テストの点が悪化したり、高校を卒業しにくくなるなど、自分の周囲で差別的なストップ・アンド・フリスクが行われたことによる心理的ストレスで人種間の学歴格差が広がることを示す研究が存在している（同174～175頁）。

2 健康の悪化とリスク行動

五十嵐論文によれば、疫学等では、差別はストレスを与える刺激（ストレッサー）として捉えられている（同176頁以下）。人種差別は構造的・日常的に降りかかるため、被差別者は慢性的にストレスに曝され続けることになる。研究蓄積は膨大で、多数の研究により差別が健康悪化をもたらすことが示されているとされる。差別が健康を損なう経路は（1）差別を契機とするリスク行動、（2）

社会経済的機会の剥奪（教育レベルの低下・就労機会の喪失・所得の低下による医療アクセスの制約）、（3）ストレスに関わる生理的経路——とされているが、この生理的経路とは、脳が差別を不安・恐怖・ストレス刺激として識別して将来の差別を警戒するようになり、交感神経優位の継続による自律神経の乱れ、ストレスホルモンの分泌を介して、心疾患・血糖上昇・動脈硬化・肥満等のリスクを高めることを指している。すなわち心理的健康と身体的健康が同時に損なわれることになる（同178頁）。

精神的健康について、差別経験は、抑うつ状態、主観的健康感・ストレスの悪化、自尊心の低下、生活満足度の悪化、不安の増加をもたらすとされる。この差別の悪影響は時間とともに逡減せず、むしろ累積的に強まる点であるとされている点も強調する必要がある。また、身体的健康については、心血管疾患リスクの上昇、高血圧、肥満、炎症反応、睡眠障害等が報告されているという（同178～179頁）。

これら研究結果は海外のものだけでなく、日本においても、日系ブラジル人を対象とした調査や移民全国調査に基づく研究によって、差別経験が多いほど主観的健康感が低いという傾向が一貫して確認されているとされる（同179～180頁）。

そして、差別経験と健康との関連は、単なる相関関係ではなく、因果関係にあることが、各種実験結果によっても支持されている（同180～181頁）。

また差別を受けた人は、飲酒・喫煙・薬物使用が増えたり、自殺念慮などといった、健康を害するリスク行動とも強く関連するという研究も複数示されている（同182～183頁）。

3 集団間関係に与える影響

また、五十嵐論文は、差別は、移民の居住国に対する愛着・帰属意識（ナショナル・アイデンティフィケーション）を低下させることになることを複数の研究

に基づき指摘している（同 187 頁以下）。この理由は、移民を公平に扱わない社会や集団から差別を受けた移民は、その社会から距離を取ろうとするため、差別は被差別者を居住社会から心理的に遠ざけることになるというのである。このような効果は、自分自身が差別を経験した場合のみならず、メディアによって自集団が否定的に描写された場合にも同様の低下が生じるという（同 188 頁）。そして差別によって、社会への愛着・帰属意識が低下するだけでなく、居住国の国民やマジョリティに対する否定的な態度にもつながっていくという。

職務質問には、それを見聞きする周囲の人に対して、対象集団へのネガティブイメージを発信する効果があるが、これも同じ影響を持つことが容易に想定される。

なお日本における研究においても、差別された経験が多い移民は、日本に対する愛着・帰属意識が低いという関連性が示されているという（同 187 頁）。

4 他者への信頼に与える影響

さらに、移民や人種・エスニックマイノリティは、他者一般への信頼が低く、その一因は差別経験にあると研究結果が示していることを五十嵐論文は指摘する（同 192 頁以下）。差別を受けると「将来また差別されるのではないか」という疑念が生じ、他者への信頼の形成が妨げられるからである。

このような一般的信頼に加えて、移民や人種・エスニックマイノリティが抱く警察や政府といった公的機関に対する信頼の研究は多く存在しており、移民は警察に対する信頼が低い傾向があるとされている（同 193～195 頁）。その理由としては、差別の経験によって信頼の低さが生じている可能性と、元々の出身国の警察への信頼の低さが影響している可能性の 2 つがあるとされているが、移住先の国に長期間住むことによって後者は徐々に薄くなっていき、居住国における差別経験が重要な意味を持つてくると分析されているという。

そして、このような警察への信頼の低さは、警察への協力や、本来するはずであった警察への通報の減少へと影響してくることになる。

また、日常的な差別経験が、政府への信頼を損なう可能性も指摘されている（同195～198頁）。差別は、政府による規制によって軽減される可能性があるが、それにもかかわらず依然として差別を経験すると、差別をしてくる集団に対する不信感や非好意的な態度が生じることに加えて、差別を規制できたかもしれない政府に対する不信感にもつながるということを研究は明らかにしている。とされる。さらには、差別経験は、民主主義システムの否定・暴力の肯定、他者の権利に対する寛容の低下等とも関連するとされる。こうした反応は、差別を緩和できない現行の政治システムに対する反感や、差別によって損なわれた自集団の地位を確保するためにもたらされるという。

第4 結語

人の人種的特徴という見た目に基づき職務質問対象を選別するという本件運用や原告らに対する職務質問は、公権力による差別に他ならない。そして本書面において主張してきたようにこのような差別は人に多方面で強い悪影響を与えることになる。このような悪影響・危害をもたらす行為は強い悪質性を持つというべきであり、これは本件運用や原告らに対する個別の職務質問の違憲性・違法性を厳格に審査すべきこと、警察権行使の裁量逸脱性、本件における原告らの立証責任の軽減（原告ら準備書面8・40ページ以下）を基礎付けることになる。

また、原告らが受けた職務質問が、このような悪影響をもたらす差別であるということは、原告らの損害額が請求の趣旨記載の金額を下回ることはないほど大きなものであることもまた示している。

以上